

**「狛江市環境基本計画」
の改定について
(中間答申)**

平成31年3月
狛江市環境保全審議会

目 次

1	はじめに	2
2	計画改定の背景と目的	2
3	本計画の位置付け	3
4	「対象地域」及び「計画期間」	3
5	狛江市がめざす環境像	4
6	環境像の実現に向けた基本目標及び共通目標並びに施策の方向性	5
7	資料	8

1 はじめに

狛江市環境保全審議会は市長から諮問された「環境基本計画」の改定について、より専門的かつ具体的な検討を行うため学識経験者や事業者、市民などで構成する狛江市環境基本計画改定検討部会を設置し、現行計画の進捗状況の把握・評価、市民意識等のアンケート調査、世界・国・都の動向のほか先進自治体の事例を参考としながら、また、狛江市環境基本計画庁内委員会とも連携を行い、広範な角度から検討を行ってまいりました。

この度の中間答申は、本審議会が上述のとおり環境基本計画改定の検討を進めている中で、改定後におけるめざす環境像や計画の構成の方向性が定まったことから、検討過程が一定の段階まで進んだものとしてその内容を市長に答申するものになります。

今後、本中間答申で示した基本的な方向性に従い、具体的な数値目標の設定や施策の内容の検討を進めてまいります。

2 計画改定の背景と目的

環境部門の最上位計画として平成 24 年度に改定した狛江市環境基本計画は、基本構想及び基本計画との整合性を図るとともに、狛江市がめざす環境像「みんなで豊かな環境を未来につなぐ水と緑のまち 狛江」の実現に向けて市民・事業者・行政が一体となり、環境の保全・創造、環境負荷低減の取組みを推進してきました。

しかしながら、計画期間の終期となる平成 31 年度を迎えるにあたり、私たちを取り巻く生活環境や社会経済状況の急速な変化や、地球温暖化に伴う気候変動によるリスクが高まっていることを踏まえた対策が地域に求められてきています。

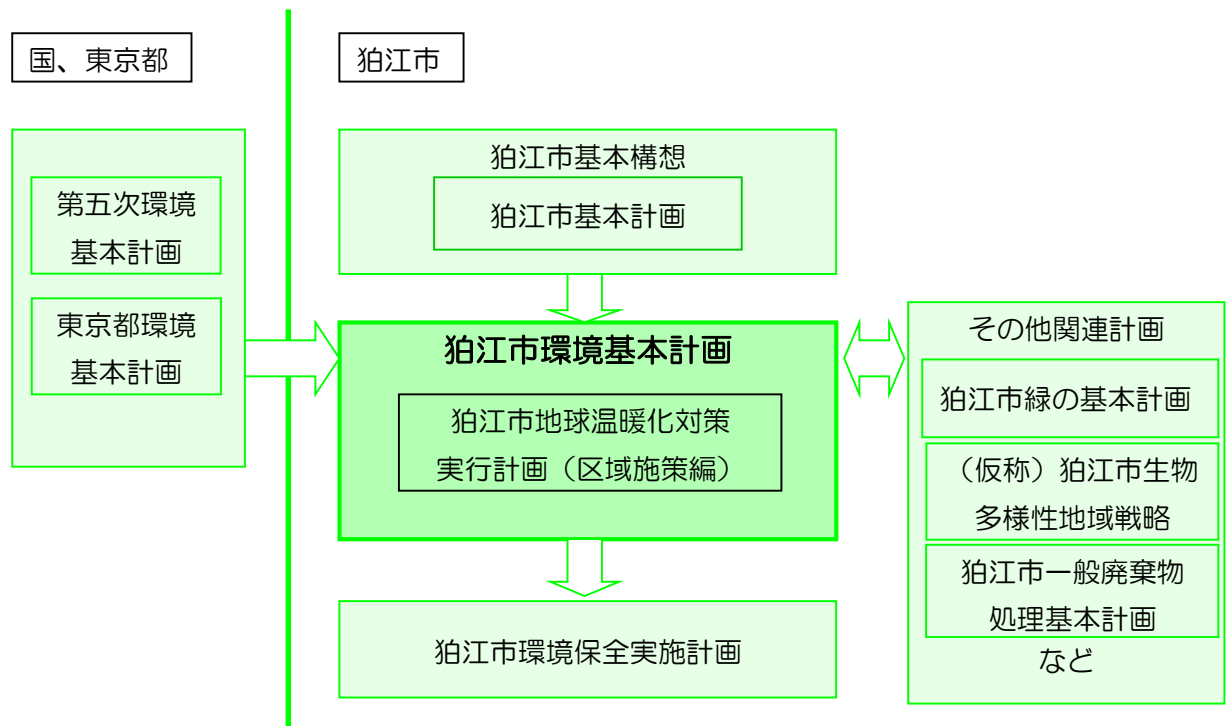
特に、国際社会の中では、平成 27 年 9 月に「持続可能な開発目標 (SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、また、平成 28 年 11 月には、温室効果ガス排出削減等のための新たな枠組みである「パリ協定」が発効されております。

このような中で、国際社会の動向を踏まえつつ、狛江市においても新たな地域課題に対応をするために、市の課題を環境の視点から整理し、環境保全・創造、環境負荷低減の取組みを総合的・計画的に推進することを目的に計画改定を行います。

3 本計画の位置付け

本計画は、狛江市環境基本条例第9条に基づき、平成24年度に改定した前計画を受け継ぐ計画です。また、現在策定中である狛江市第4次基本構想の施策を環境の側面から具体化するとともに、狛江市緑の基本計画や（仮称）狛江市生物多様性地域戦略、狛江市一般廃棄物処理基本計画などの関連計画と連携して環境施策の基本的な方向性を示します。

また、狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の方向性を示します。



4 「対象地域」及び「計画期間」

本計画の対象地域は狛江市全域とします。

計画期間は、現在策定中である狛江市第4次基本構想と整合性を図った計画期間とする予定であるため、暫定の計画期間として「平成32（2020）年度から平成41（2029）年度までの10年間」とします。

5 狛江市がめざす環境像

現行計画においては、狛江市の環境に関わりのある市民・事業者・行政などすべての主体が、各々の責務を認識するとともに、ともに手を取り合い、人や環境資源を時間的、空間的につなぎながら、多様性を確保しつつ、将来の世代へと受け継いでいくことを理念としており、本計画においても狛江市がめざす環境像の達成には、長期的な視点と継続的な取組が不可欠であり、若干の表現の修正を行いつつも、現行計画の環境像を引き継ぐことが望ましいため、下記を狛江市がめざす環境像とします。

ただし、現在策定中である狛江市第4次基本構想と整合性を図るため、暫定的な取扱いとします。

《狛江市がめざす環境像》（暫定）

豊かな環境を
みんなで未来につなぐ
水と緑のまち 狛江

6 環境像の実現に向けた基本目標及び共通目標並びに施策の方向性

狛江市がめざす環境像(暫定)「豊かな環境をみんなで未来につなぐ水と緑のまち こまえ」を実現するため、4つの基本目標及び1つの共通目標を掲げ、それぞれの目標に係る施策の方向性は下記のとおりです。

基本目標①	人と生きものが共生する、豊かで多様な水と緑のまちづくり
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の貴重な財産である緑の保全・創出を図るとともに、緑の持つ様々な役割にも着目し、それらの質を高めることを目指す。 ・新たに「(仮称)狛江市生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の重要性等に関する市民の理解・興味・関心を高め、市民をはじめとした多様な主体との連携のもと、市内の自然環境の”持続可能な保全と活用”に取り組む。
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江市緑の基本計画 ・(仮称)狛江市生物多様性地域戦略

基本目標②	地球温暖化を克服する、人と地球にやさしい低炭素社会の実現
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標②を「狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に位置付け、市域の温室効果ガス排出量に対する削減目標の設定と、その達成に向けて対策の一層の強化に取り組む。 ・様々な市民にも届く普及啓発等を図り、意識せずとも自然に省エネ型で快適な生活に転換することを目指す。また、電力自由化や技術進展等も踏まえ、温室効果ガスの削減に直接効く、効果的な対策を図る。 ・今後ますます顕在化する気候変動による暮らしへの影響に対して、市民の健康や安心・安全を維持できる適応策を推進する。
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

基本目標③	環境負荷を少なくする、循環型社会の推進
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・4Rの取組を進め、廃棄物の発生抑制を図り、廃棄物の減量を推進する。 ・市民・事業者・市が協働し、安全で安定的かつ継続的な廃棄物処理施策を推進する。
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江市一般廃棄物処理基本計画

基本 目標④	健やかで安全・快適な暮らしを維持する、生活環境の確保
施策の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・都や国、周辺自治体等と連携し、引き続き監視等に取り組みながら、良好な生活環境（大気質、水質等）を維持する。 ・定着しつつある景観保全や環境美化の意識のさらなる浸透・拡大を目指す。 ・文化や歴史的な背景も踏まえて、狛江らしい環境を保全・創出する。

共通 目標	主体的な実践につなげる、人づくり・地域づくり
施策の 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや子育て世代に着目し、環境保全意識の早期定着と若い世代の参加拡大に取り組む。 ・環境保全に取り組む人材や団体に対して、活躍の場や交流の機会の充実を図る。 ・市民協働の機会を増やし、団体等による主体的な取組の活性化を推進する。 ・環境の各分野間や他分野との連携を深め、活動主体の裾野拡大に取り組む。

【環境基本計画の体系図】

めざす環境像：（暫定）豊かな環境をみんなで未来につなぐ水と緑のまち こまえ

基本目標①

人と生きものが共生する、豊かで多様な水と緑のまちづくり

生物多様性の保全、緑地・水辺などの自然環境の保全・創出 等

狛江市緑の基本計画

(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略

基本目標②

地球温暖化を克服する、人と地球にやさしい低炭素社会の実現

狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

省エネ対策、再生可能エネルギー利活用の普及促進、適応策 等

狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

基本目標③

環境負荷を少なくする、循環型社会の推進

ごみ減量、4R、適正な処理・処分、食品ロス削減 等

狛江市一般廃棄物処理基本計画

基本目標④

健やかで安全・快適な暮らしを維持する、生活環境の確保

大気質・水質・土壌等の環境保全、化学物質対応、景観・環境美化 等

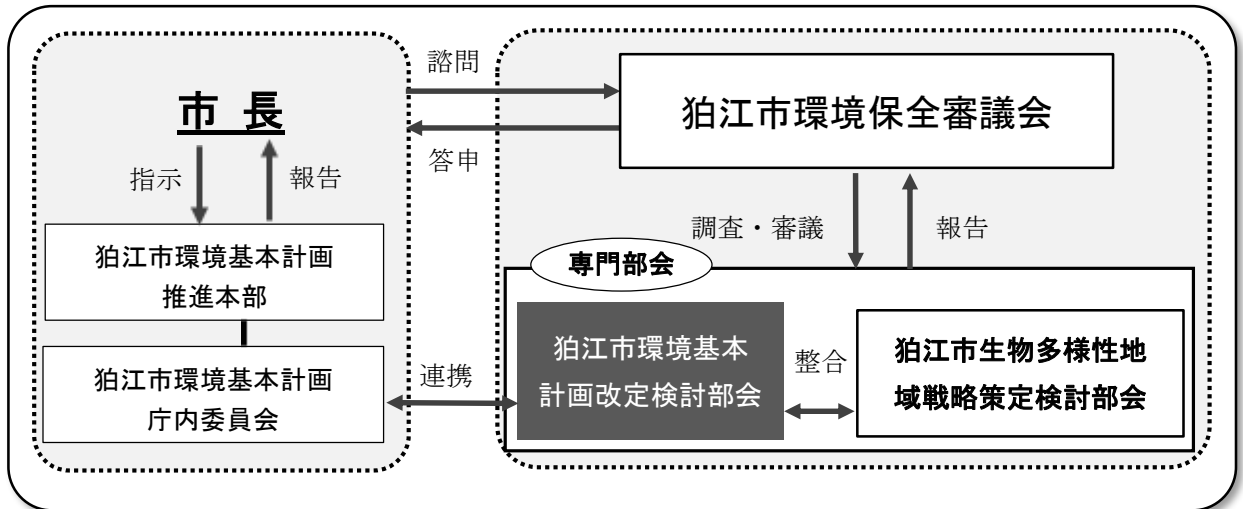
共通目標

主体的な実践につなげる、人づくり・地域づくり

環境教育・環境学習、人的ネットワーク形成、協働の推進、情報発信、活動支援 等

7 資料

■ 狛江市環境基本計画改定の体制図



■ 狛江市環境基本計画改定に係る会議体

狛江市環境保全審議会
狛江市環境基本計画改定検討部会
狛江市環境基本計画推進本部
狛江市環境基本計画庁内委員会

■ 狛江市環境保全審議会 委員名簿

役職	選出区分	氏名	備考
会 長	学識経験者	田中 充	
職務代理		馬場 健司	
委 員	事業者	松村 俊孝	
	市民	加古 厚志	
		杉本 一正	
		世木 義之	
		大門 ミサ子	
		増田 善信	
		薄井 東子	
		松井 美枝子	平成 30 年 7 月 31 日まで
	市職員	清水 明	

(平成 31 年 3 月時点)

■ 狛江市環境保全審議会 開催状況

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成30年4月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・「狛江市環境基本計画」の改定について ・環境基本計画の改定及び生物多様性地域戦略の策定の検討体制について ・平成30年度 環境政策分野の主要な取組みについて
第2回	平成30年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江市環境基本計画改定検討部会の部会員及びアンケート調査の実施状況について
第3回	平成31年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江市環境基本計画の改定に係る各会議体の開催状況について ・狛江市環境基本計画における基本目標の設定方針(案)について
第4回	平成31年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江市環境基本計画改定部会からの中間報告について ・「狛江市環境基本計画」の改定に係る中間答申(案)について ・平成31年度 環境政策分野の主要な取組みについて

■ 狛江市環境基本計画改定検討部会 部会員名簿

役職	選出区分	氏名	備考
部会長	学識経験者	田中 充	
職務代理		神村 佑	
部会員	事業者	松村 俊孝	
		秋元 慈一	
	市民	薄井 東子	
		大矢 美枝子	
		櫻井 正子	
		勝又 壽美江	
	市職員	植木 崇晴	

(平成 31 年 3 月時点)

■ 狛江市環境基本計画改定検討部会 開催状況

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成30年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狛江市環境基本計画の改定検討体制について ・ 環境基本計画改定に係るアンケート（案）について
第2回	平成30年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画改定に係るアンケート調査の結果について ・ 環境基本計画の評価について ・ 次期計画の基本目標の検討方針（案）について
第3回	平成31年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狛江市環境基本計画の方向性（案）について ・ 狛江市環境基本計画改定の間答申（案）について ・ 環境基本計画改定に係る平成31年度の検討手順について

■ 狛江市環境基本計画推進本部 部員名簿

役職名	職名	氏名	備考
本部長	副市長	水野 穰	
副本部長	環境部長	清水 明	
部 員	議会事務局長	小川 啓二	
	企画財政部長	高橋 良典	
	総務部長	上田 智弘	
	市民生活部長	榎本 正樹	
	福祉保健部長	石橋 啓一	
	児童青少年部長	石森 準一	
	都市建設部長	小俣 和俊	
	教育部長	平林 浩一	

(平成 31 年 3 月時点)

■ 狛江市環境基本計画推進本部 開催状況

開催回	開催日	主な議題
第 1 回	平成 30 年 4 月 3 日	・ 狛江市環境基本計画の改定及び（仮称）狛江市生物多様性地域戦略の策定について
第 2 回	平成 30 年 8 月 7 日	・ 狛江市環境基本計画改定に向けた市民、事業者及び関係団体への意識調査（アンケート）について

■ 狛江市環境基本計画庁内委員会 委員名簿

役職名	職名	氏名	備考
委員長	環境部長	清水 明	
副委員長	環境政策課長	植木 崇晴	
委員	政策室長	田部井 則人	
	総務課長	小川 みゆき	
	地域活性課長	片岡 晋一	
	下水道課長	一瀬 隆文	
	清掃課長	星野 英記	
	まちづくり推進課長	三宅 哲	
	道路交通長課	遠藤 慎二	
	指導室長	柏原 聖子	
	社会教育課長	安江 真人	平成 30 年 9 月 30 日まで
加藤 達朗		平成 30 年 10 月 1 日から	

(平成 31 年 3 月時点)

■ 狛江市環境基本計画庁内委員会 開催状況

開催回	開催日	主な議題
第 1 回	平成 30 年 6 月 29 日	・ 狛江市環境基本計画改定に係る市民アンケート(案)等について
第 3 回	平成 30 年 11 月 13 日	・ 環境基本計画改定に係るアンケート調査の結果について ・ 環境基本計画の評価について ・ 次期期計画の基本目標の検討方針(案)について
第 4 回	平成 31 年 2 月 4 日	・ 狛江市環境基本計画の方向性(案)について ・ 狛江市環境基本計画改定の中間答申(案)について

■ 関係例規

○ 狛江市環境基本条例

(平成9年3月31日条例第5号)

(前文)

狛江市に住み働く私たちは、豊かな自然に恵まれ快適な住環境を生み出すため「私たちがつくる水と緑のまち」の実現に向け発展に努めてきた。しかし、急激な都市化に伴う環境の大きな変化の中で、さらに清らかな空気、きれいな水、豊かな緑などの自然環境をそのまま将来の世代に引継いで行かなければならない。なぜならば、私たち一人ひとりが安全で健康な生活を営むことができる権利、すなわち基本的人権としての環境権を有するとともに、地球環境への負荷の低減に努める義務があるからである。

そのために私たちは、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、自然との共生が可能な土地利用のもとに、環境に配慮したリサイクル型のまちを創り出し、また、調和のとれた都市環境を築きあげていく必要がある。ここに、市、市民及び事業者が現在並びに将来にわたって果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、「私たちがつくる水と緑のまち」狛江を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、将来の世代にわたって維持、継承することを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組みと相互の協力により行わなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

- (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存等、生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、熱帯木材の使用削減その他の地球環境の保全等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、事業者及び市民が環境への負荷を低減するために、適切な措置を講ずるよう誘導するものとする。

3 市は、環境の保全等を図るうえで、市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全等について、必要な知識を持つよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷を低減するとともに、公害の防止、自然環境の適正な保全及び回復に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減するとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、並びに自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動について、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(国、東京都等との協力)

第7条 市は、環境の保全等を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都、その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市民の申出)

第8条 市民は、環境の保全等に関して、市長に意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する申出があったときは、狛江市環境保全審議会の意見を聴いて、適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、申出の内容及び経過を市民に明らかにするものとする。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、狛

江市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 目標及び基本理念

(2) 施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、狛江市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(環境配慮指針)

第9条の2 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者が環境の保全等のために配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

(環境保全実施計画)

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な環境保全実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

第3章 施策の推進

(施策の策定等に当たっての義務及び総合調整)

第11条 市長は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図るものとする。

2 市長は、市の環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するに当たっては、会議の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制)

第12条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業や計画について、環境の保全等に適切な配慮がなされるよう、その事業や計画が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査、管理)

第14条 市及び事業者は、自らの行為に基づく環境への負荷の低減を図るために行う環境管理について、監査（環境監査）を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、事業者に対して、環境監査の結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるものとする。

第4章 市民参加等

(情報の収集)

第 15 条 市は、環境の保全に関する施策を、科学的意見に基づいて実施するため、地域環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携を図ることにより、環境の保全等に必要な科学的知見の収集に努めるものとする。

(情報の提供及び公開)

第 16 条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等及び将来の環境の保全等に寄与する情報について、提供及び公開するよう努めるものとする。

(施策の評価)

第 17 条 市は、環境保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進捗状況を必要に応じて評価するものとする。

(環境学習の推進)

第 18 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等について理解を深められるよう、学習の機会、情報の提供、学校教育等における教材の提供等に必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)

第 19 条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者で構成する環境の保全等に関する団体による自発的な学習や活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(計画づくりへの参加)

第 20 条 市長は、次の各号に掲げる計画等を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 環境基本計画

(2) 実施計画

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民の生活及び事業者の活動に係る重要事項

2 前項の規定は、同項各号に掲げる計画等の変更について準用する。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

(公表)

第 21 条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境の保全等に関する施策の状況等について、狛江市環境保全審議会の意見を聴き、毎年公表しなければならない。

第 5 章 事業者の義務等

(事業者の義務)

第 22 条 事業者は、環境基本計画にそって、事業を行わなければならない。

(開発事業者等に対する要請)

第 23 条 市長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがあり、かつ、規則で定める事業(以下「開発事業等」という。)については、開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対して、あらかじめ協議するよう要請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。
- 3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について、当該開発事業等に関する市民等に対し周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。
- 5 市長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ狛江市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

第6章 推進体制

(環境保全審議会)

第24条 市の環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として狛江市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) この条例によりその権限に属された事項
 - (2) 環境の保全等についての基本的事項に関すること。
- 3 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員13人以内をもって組織する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 事業者
 - (4) 環境の保全等に関する行政機関の職員
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に若干名の調査委員を置くことができる。
- 7 審議会は、原則として公開するものとする。
- 8 審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第23条、第24条の規定は、規則で定める日から施行する。

付 則（平成15年3月31日条例第14号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○狛江市環境保全審議会運営規則

(平成10年8月25日規則第33号)

(目的)

第1条 この規則は、狛江市環境基本条例(平成9年条例第5号。以下「条例」という。)

第24条の規定に基づき、狛江市環境保全審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 条例第24条第4項各号に掲げる審議会の組織の内訳は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 市民(公募による) | 8人以内 |
| (2) 学識経験者 | 2人以内 |
| (3) 事業者 | 2人以内 |
| (4) 環境の保全等に関する行政機関の職員 | 1人以内 |

2 前項第1号及び第4号の規定により委嘱された委員は、それぞれ市民又はその職等でなくなった場合、委員の資格を失うものとする。

(会長及び職務代理)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(会議)

第5条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 条例第24条第8項の規定による部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

2 部会は、審議会委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、審議会会長が必要と認めるときは、検討事項に関する関係者等を部会員として加えることができる。

4 前項に規定する部会員は、審議会会長の推薦に基づき、市長が委嘱又は任命する。

5 部会員の任期は、審議会から付託された事項について審議会に報告するまでとする。

6 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、第3条から前条までの規定を準用する。この場合において、第3条、第4条及び前条第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、第3条第1項及び第3項並びに前条中「委員」

とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部環境政策課が担当する。

付 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

付 則 (平成15年3月31日規則第9号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

付 則 (平成16年11月11日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年12月25日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年4月13日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年3月28日規則第18号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年4月5日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則 (平成26年5月15日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。